

株主の皆様へ

東京都港区六本木六丁目8番10号
株式会社モブキャスト
代表取締役社長 藪 考 樹

第13回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第13回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成29年3月23日（木曜日）午後7時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

〔書面による議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようにご返送ください。

〔インターネットによる議決権行使の場合〕

議決権行使サイト (<http://www.evote.jp/>) において、上記の行使期限までに議決権を行使してください。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年3月24日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区赤坂九丁目7番1号
東京ミッドタウン カンファレンス Room 7
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目 的 事 項
報 告 事 項
 1. 第13期（平成28年1月1日から平成28年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第13期（平成28年1月1日から平成28年12月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決 議 事 項
 - 第 1 号 議 案 取締役6名選任の件
 - 第 2 号 議 案 補欠監査役1名選任の件
 - 第 3 号 議 案 故 取締役 石橋 武文氏に対する弔慰金贈呈の件
 - 第 4 号 議 案 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の件
4. 議決権の行使等についてのご案内
3頁から4頁の【議決権の行使等についてのご案内】をご参照ください。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

本招集ご通知に際して添付すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://mobcast.co.jp/ir/stock/stock2>）に掲載することにより開示しております。なお、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類は、添付書類記載のもののほか、上記連結注記表及び個別注記表が含まれております。

株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、上記当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

【議決権の行使等についてのご案内】

(1) 議決権の行使に関する事項

- ① 書面による議決権の行使において議案の賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。
- ② 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ③ インターネットによって、複数回数、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

(2) インターネットによる議決権行使のご案内

① 議決権行使サイトについて

- ア. インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト (<http://www.evote.jp/>) にアクセスし、ご利用いただくことによるのみ実施可能です（ただし、毎日午前2時から午前5時まででは取り扱いを休止します）。
- イ. パソコン、スマートフォン又は携帯電話による議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、議決権行使サイトにおけるインターネットによる議決権行使ができない場合もございますので、その旨ご了承ください。
- ウ. 携帯電話による議決権行使は、携帯電話からインターネットが利用可能であることが必要です。インターネットが利用可能な場合でも、セキュリティ確保のため暗号化通信（SSL通信）及び携帯電話情報送信が可能な機種にのみ対応しておりますので、携帯電話の機種によってはご利用いただけない場合がございますのでご了承ください。

② インターネットによる議決権行使方法について

- ア. 議決権行使サイト (<http://www.evote.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- イ. 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

ウ．株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合はパケット通信料その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

以 上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

・電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通信料無料）

(添付書類)

事業報告

(平成28年1月1日から
平成28年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

世界のゲーム市場規模は依然拡大を続けており、平成27年から平成31年にかけて6.6%成長する見込みであります。平成28年のその市場規模は約11兆6,034億円(9,960億ドル;平成28年12月末レートを参照し1ドル=116.5円として換算)であり、市場シェアは中国、日本を含むアジア太平洋地域が46.8%、アメリカ、カナダの北米地域が25.5%、ドイツ、イギリスを含む西ヨーロッパが17.4%を占めております。平成27年から平成28年の地域別の成長率については、北米は4.1%、西ヨーロッパは4.4%であるのに対し、アジア太平洋地域は10.7%であり、シェアの大きいアジア太平洋地域を中心に、ゲーム市場の拡大はこの先も続くものと見込まれます(平成28年Newzoo社調べ)。

このような事業環境の下、当社グループはブラウザゲームの運営効率化、ネイティブゲームへのシフト及び海外事業の推進に取り組みました。ブラウザゲームの運営効率化につきましては、6月に株式会社マイネットと自社開発プラットフォーム「mobcast」及びブラウザゲームタイトル「モバプロ」、「モバサカ」、「モバダビ」について共同運営契約を締結し、効率的なブラウザゲームの運営を行うとともに、ブラウザゲーム運営人員を新規ネイティブゲーム開発へ移行しました。その効果も踏まえ、ネイティブゲームへのシフトにつきましては、新規タイトルの開発体制が整ったことから平成29年配信予定の新規ネイティブゲーム「Project OK」、「Project LEGEND」、「Project SM」、「Project LIP」の開発が可能になり、同時に平成28年7月に音楽とパズルを融合させた「LUMINES パズル&ミュージック」を日本及び海外一部地域で、また9月に世界169の国と地域への同時配信を開始しました。既存タイトル「18 キミト ツナガル パズル」につきましては、「おそ松さん」をはじめとするアニメIP(著作権等)、声優、Youtuber等とのコラボレーションによる新規ユーザーの獲得とゲーム活性化により、前連結会計年度に対して売上高を伸ばしております。海外事業の推進につきましては、「18 キミト ツナガル パズル」のライセンスアウト契約をGame Samba社(米国ワシントン州)、Morning Tec社(中華人民共和国 上海市)とそれぞれ締結し、10月には北米圏での、11月には中国語簡体字圏での配信を開始し、またPCCW社(中華人民共和国 香港特別行政区)により中国語繁体字圏での

配信を10月より開始しました。加えて、前連結会計年度に共同開発契約を締結したbilibili社（中華人民共和国 上海市）との新規タイトル「魔法少女 まどか☆マジカ」の中国での配信を12月に開始し、海外パートナー企業との契約締結案件を順次配信開始へとつなげました。

しかしながら、ブラウザゲーム市場の縮小に伴う売上高の減衰及び前連結会計年度と比較して海外ライセンス契約売上高が減少したことから、当連結会計年度の売上高は、3,097,005千円（前連結会計年度比20.9%減少）となりました。また、広告宣伝費及び人件費の抑制を中心とする販売管理費の削減により、営業損失は222,630千円（前連結会計年度は営業損失445,552千円）となりました。

さらに、営業外収益として投資事業組合運用益42,363千円等、営業外費用として当社グループが保有する外貨建て債権債務を当連結会計年度末の為替レートで評価したこと等による為替差損36,285千円等を計上した結果、経常損失は234,725千円（前連結会計年度は経常損失471,318千円）となりました。その一方で、特別利益として平成27年に撤退を決議した韓国子会社の清算が結了したことによる在外子会社清算に伴う為替換算調整勘定取崩益18,959千円、特別損失としてFIFPro Commercial Enterprise B.V.に対する解決金105,631千円等により税金等調整前当期純損失は330,388千円（前連結会計年度は税金等調整前当期純損失1,408,597千円）、親会社株主に帰属する当期純損失は333,178千円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失1,658,257千円）となりました。

② 設備投資の状況

重要な設備投資は行っておりません。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中において、第三者割当て（割当先：大和証券株式会社）による第26回新株予約権1,462個の発行（発行価額：1個当たり6,543円）を行いました。平成28年12月7日までに、その全てが権利行使されたことで1,525,732千円の資金調達を行いました。また、銀行借入により、1,100,000千円の資金調達を行い、総額2,625,732千円の資金調達を行いました。

(2) 対処すべき課題

当社グループは、今後の事業展開において、業容を拡大し、経営基盤を安定化させるために、以下の課題を認識しており、迅速に対処してまいります。

① 収益力の強化

当社グループは、モバイルゲームプラットフォーム「mobcast」上で、会員数

の拡大を図るとともに、自社タイトルのブラウザゲームを配信することにより、収益基盤を強化してまいりました。

しかしながら、モバイルゲーム市場においては、ネイティブアプリゲームがブラウザゲームに取って代わり、大きなシェアを占めるようになり、このようなモバイルゲーム市場の構造変化は、当社グループの成長を不確実にする要因の一つとなっております。

当社グループでは、今後の収益力の強化と持続的な成長を実現するために、日本アニメを中心としたIPと実績のあるクリエイターとのネットワークを掛け合わせた高品質なネイティブアプリゲームの企画力を強みとして、海外パートナー企業との共同開発により、RPGを基軸とした多種多様なジャンルのネイティブアプリゲームを中華圏・日本を中心とするアジアのモバイルゲーム市場に向けて配信するとともに、自社開発により、パズルゲーム、スポーツシミュレーション型のネイティブアプリゲームを北米、日本及び欧州のモバイルゲーム市場に向けて配信してまいります。

② サイトの安全性及び健全性強化への対応

当社グループは、会員が安心して利用できるサービス環境を提供することが、信頼性の向上、ひいては事業の発展に寄与するものと認識しております。当社グループは、会員に対してゲームコンテンツや掲示板等のコミュニケーションの場を提供する立場から、会員が安心して利用できるようにサイトの安全性や健全性を継続的に強化していくことが必要であると考えております。個人情報保護や知的財産保護等に関するサイトの安全性の強化に加え、利用規約の徹底やサイトパトロール等の体制強化など、健全性維持の取り組みを継続的に実施してまいります。

③ システムの強化

当社グループの事業は、全てインターネット上で展開されていることから、サービス提供に係るシステム稼働の安定性を確保することが経営上重要な課題であると認識しております。そのため、当社グループでは、会員数増加や会員満足度の向上を目的とした新規サービス・機能の開発等に備え、設備への先行投資を継続的に行ってまいります。

④ 組織体制の強化

当社グループは、今後の更なる成長を目指す上で、その時点時点において、優秀な人材の確保や人材の能力を最大限に引き出す人事制度の構築、最適な組織設計が重要な経営課題であると認識しております。そのために、経営理念に沿った人事ポリシーを構築し、最適な人員数のコントロールが可能なモニタリ

ング制度の導入を実現し、成長フェーズに合った評価制度、人材育成制度、報酬制度を導入してまいります。また、組織設計においては、当社の事業及び戦略に応じて、常に最適な組織を模索し、役員及び従業員の自律性を高め、より階層の少ない透明性の高い組織設計を行っていく方針であります。

(3) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 10 期 (平成25年12月期)	第 11 期 (平成26年12月期)	第 12 期 (平成27年12月期)	第 13 期 (当連結会計年度) (平成28年12月期)
売 上 高 (千円)	5,179,104	3,818,587	3,913,124	3,097,005
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (千円)	△404,044	316,012	△471,318	△234,725
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△) (千円)	△657,116	154,641	△1,658,257	△333,178
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	△48.34	11.02	△114.30	△22.61
総 資 産 (千円)	3,526,415	4,216,843	2,963,363	3,792,844
純 資 産 (千円)	1,974,389	2,233,406	967,880	2,153,095

- (注) 1. 売上高に消費税等は含まれておりません。
2. 当社は、平成25年6月1日付で当社普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失につきましては、遡及処理後の金額で記載しております。
3. 第10期におきましては、コンテンツの配信が計画より遅れたことから、売上高は前連結会計年度に比して減少いたしました。また長期固定の広告宣伝費の負担が大きかったことから、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上いたしました。
4. 第11期におきましては、モバイルゲーム市場の中心がブラウザゲームからネイティブアプリゲームへとシフトしていく中で、当社の売上の大部分を占めるブラウザゲームの売上高が減少し、前連結会計年度に比して減収となりましたが、広告宣伝費を中心とした費用コントロールを行うことで、経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益を計上いたしました。
5. 第12期におきましては、テレビCMを中心とした広告宣伝により、当社ネイティブアプリゲーム売上が拡大したことで、売上高は前連結会計年度に比して増加いたしました。また、広告宣伝費の増加、人件費及び回収代行手数料等の増加により、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上いたしました。
6. 第13期の状況につきましては、「(1) 当連結会計年度の事業の状況 ①事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 10 期 (平成25年12月期)	第 11 期 (平成26年12月期)	第 12 期 (平成27年12月期)	第 13 期 (当事業年度) (平成28年12月期)
売 上 高 (千円)	4,679,353	3,719,363	3,903,694	3,097,000
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (千円)	△333,230	373,155	△320,168	△197,981
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (千円)	△567,094	285,600	△1,889,723	△319,701
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	△41.71	20.35	△130.25	△21.69
総 資 産 (千円)	3,591,244	4,444,256	2,936,368	3,780,241
純 資 産 (千円)	2,074,559	2,479,082	967,433	2,140,492

(注) 1. 売上高に消費税等は含まれておりません。

2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式数から期中平均自己株式数を控除した株式数により算出しております。

(4) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
mobcast Korea inc.	950,000千ウォン	100.0%	モバイルゲームの開発

(注) 当社は、平成27年11月12日開催の臨時取締役会において、当社連結子会社であるmobcast Korea inc. を解散及び清算又は売却し、当該連結子会社による韓国の事業から撤退することを決議し、平成28年12月28日付で当該連結子会社の清算を完了しております。

(5) 重要な企業結合等の状況

該当事項はありません。

(6) 主要な事業内容 (平成28年12月31日現在)

当社は、モバイルゲーム事業を展開しております。

(7) 主要な営業所 (平成28年12月31日現在)

株式会社モブキャスト

本社：東京都港区六本木六丁目8番10号

(8) 従業員の状況（平成28年12月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
136（6）名	27名減（6名減）

(注) 1. 従業員数は就業員数であり、契約社員、アルバイト及び派遣社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 従業員数減少の主な理由は、当社会社であるmobcast Korea inc.の清算手続きを進めるための同社の操業停止及び通常の自己都合退職によるものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
136（6）名	11名増（6名減）	33.6歳	2.6年

(注) 従業員数は就業員数であり、アルバイト及び派遣社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(9) 主要な借入先の状況（平成28年12月31日現在）

借 入 先	借入額（千円）
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	325,009
株 式 会 社 東 京 都 民 銀 行	159,500
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	158,330
株 式 会 社 り そ な 銀 行	155,552

(10) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めのあるときの権限行使の方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要な課題のひとつとして位置づけており、剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、取締役会であります。

今後につきましては、事業展開の状況と経営成績、財務状況を総合的に勘案しながら、株主への利益配当を検討していく方針であります。

なお、当社は、剰余金の配当等、会社法第459条第1項に定める事項については、法令に特段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることとする旨を定款で定めております。

2. 株式の状況（平成28年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 45,500,000株
- (2) 発行済株式の総数 16,095,008株
- (3) 株主数 10,082名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数（株）	持 株 比 率（％）
藪 考 樹	4,718,000	29.31
株 式 会 社 S B I 証 券	508,600	3.16
ビットアイル・エクイニクス株式会社	450,000	2.80
ハクパ写真産業株式会社	350,000	2.17
楽 天 証 券 株 式 会 社	289,900	1.80
海 老 根 智 仁	286,000	1.78
山 本 大 輔	246,600	1.53
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	240,500	1.49
カブドットコム証券株式会社	188,700	1.17
BNYMSA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENTACCTS M ILM FE	161,642	1.00

(5) その他株式に関する重要な事項

発行済株式の総数の増加は、新株予約権の行使により、1,498,200株を発行したことによるものです。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
(平成28年12月31日現在)

		第 25 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		平成27年 6 月17日
新 株 予 約 権 の 数		1,100個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 110,000株 (新株予約権 1 個につき 100株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権 1 個当たり 111,200円 (1 株当たり 1,112円)
権 利 行 使 期 間		平成28年 4 月 1 日から 平成33年 1 月 5 日まで
行 使 の 条 件		(注)
役員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社 外 取 締 役 を 除 く)	新株予約権の数 1,100個 目的となる株式数 110,000株 保有者数 名
	社 外 取 締 役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
	監 査 役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名

(注) 権利行使時において当社の取締役、監査役及び従業員並びに外部協力者の地位にあることを要する。その他の条件については新株予約権者と締結する「新株予約権付与契約書」による。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権に関する重要な事項（平成28年12月31日現在）

平成28年11月15日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権

第 2 6 回 新 株 予 約 権	
発行決議日	平成28年11月15日
新株予約権割当の対象者	大和証券株式会社
新株予約権の総数	1,462個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 1,462,000株 (新株予約権1個につき 1,000株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 6,543円
新株予約権の払込期日	平成28年12月1日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	796円
行使価額の修正条件	本新株予約権の各行使請求の効力は、行使請求受付場所（三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部）に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が当社の定める口座に入金された日（以下「修正日」という。）に発生する。修正日の直前取引日（同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引日をいい、以下「算定基準日」という。）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り上げる。以下「修正後行使価額」という。）に修正される。なお、修正後行使価額の算出において、算定基準日に「(注) 2. 行使価額の調整」に記載の行使価額の調整事由が生じた場合は、当該算定基準日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して調整されるものとする。但し、修正後行使価額が478円（以下「下限行使価額」といい、「(注) 2. 行使価額の調整」の規定を準用して調整される。）を下回ることとなる場合には修正後行使価額は下限行使価額とする。
新株予約権の行使期間	平成28年12月2日から 平成30年12月1日まで
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。

(注) 1. 第26回新株予約権は、平成28年12月7日までに、その全てが権利行使されております。

(注) 2. 行使価額の調整

行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③ 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(但し、当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。)の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)

調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合 調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤ 本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、

取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{[\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}] \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4)① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

④ 上記第(2)号①乃至④に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後行使価額は、本項第(2)号の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。

(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

② その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日

が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。

(7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面により、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況（平成28年12月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	藪 考 樹	CEO
取 締 役	玉 舎 直 人	CMO
取 締 役	佐 武 利 治	CF0 管理本部長
取 締 役	福 元 健 之	マーケティング推進室長
取 締 役	海 老 根 智 仁	社長室 最高顧問 株式会社レジェンド・パートナーズ 取締役会長
社 外 取 締 役	谷 本 勲	株 式 会 社 PALACE 代 表 取 締 役 株式会社クラウドテクノロジーズ 代表取締役 株式会社ソーシャルキャピタル総合研究所 代表取締役 株式会社エムエム総研 取締役
常勤社外監査役	高 瀬 明	—
社 外 監 査 役	内 藤 篤 篤	青山総合法律事務所 代表
社 外 監 査 役	角 田 博 昭	公認会計士角田博昭事務所 代表 株式会社エキスパーツリンク 代表取締役 税理士法人エキスパーツリンク 代表社員 監査法人五大 社員

- (注) 1. 取締役 谷本勲氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 高瀬明氏、内藤篤氏及び角田博昭氏は、社外監査役であります。
3. 監査役 角田博昭氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役 谷本勲氏、監査役 高瀬明氏、内藤篤氏及び角田博昭氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

退任時期	役職	氏名
平成28年3月25日	社外監査役	三村昌裕
平成28年12月30日	取締役 社長室管掌	石橋武文

(注) 1. 社外監査役 三村昌裕氏は、任期満了による退任であります。

2. 取締役 石橋武文氏は、逝去による退任であります。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区分	員数	報酬等の額
取締役 (うち社外取締役)	7名 (1名)	90,098千円 (2,400千円)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (4名)	13,800千円 (13,800千円)
合計 (うち社外役員)	11名 (5名)	103,898千円 (16,200千円)

(注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 期中に退任した取締役1名、監査役1名の員数及び報酬額を含んでおります。

3. 取締役の報酬限度額は、平成24年3月8日開催の第8回定時株主総会において、年額400百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

4. 社外取締役の報酬限度額は、平成24年3月8日開催の第8回定時株主総会において、年額15百万円以内と決議いただいております。

5. 監査役の報酬限度額は、平成24年3月8日開催の第8回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役 谷本勲氏は、株式会社PALACEの代表取締役、株式会社クラウドテクノロジーズの代表取締役、株式会社エムエム総研の取締役、株式会社ソーシャルキャピタル総合研究所の代表取締役を兼務しております。これらの会社と当社との間には取引関係はございません。
- ・監査役 内藤篤氏は、青山綜合法律事務所の代表を兼務しております。同所と当社は顧問契約に基づく法律顧問の取引を行っております。
- ・監査役 角田博昭氏は、公認会計士角田博昭事務所の代表、株式会社エキスパーツリンクの代表取締役、税理士法人エキスパーツリンクの代表社員、監査法人五大の社員を兼務しております。同事務所、同社及び両法人と当社との間には取引関係はございません。

② 当事業年度における主な活動状況
 ・取締役会及び監査役会への出席状況

			取締役会（13回開催）		監査役会（16回開催）	
			出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役	谷本	勲	13回	100.0%	—	—
監査役	高瀬	明	13回	100.0%	16回	100.0%
監査役	内藤	篤	13回	100.0%	16回	100.0%
監査役	角田	博昭	13回	100.0%	16回	100.0%

（注） 書面決議による取締役会の回数は除いております。

・社外取締役の取締役会における発言状況

取締役 谷本勲氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言、提言を行っております。

・社外監査役の取締役会及び監査役会における発言状況

監査役 高瀬明氏、内藤篤氏及び角田博昭氏は、それぞれの分野で培われた豊富な経験と高い見識から、議案及び審議等につき、適宜、必要な発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金200万円又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 監査法人A&Aパートナーズ

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	13,000千円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	13,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務執行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役の全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、解任後最初に招集される株主総会において、監査役会が選定した監査役から、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会が会計監査人の業務執行状況その他諸般の事情を総合的に勘案・評価し、解任又は不再任とすることが適切であると判断した場合は、当該会計監査人を解任又は不再任とし、新たな会計監査人を選任する議案を株主総会宛てに提出いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(a) 取締役は経営理念を率先垂範し、従業員への周知徹底、教育啓蒙を継続し、法令の遵守及び社会的要請への対応を最優先とする企業風土を醸成します。

(b) 「コンプライアンス規程」等に従い、担当責任部門は当社内の意思決定プロセス及び業務執行において、会社を横断する調査、監督指導を行います。

(c) 取締役の職務執行状況は、監査に関する規程及び監査計画に基づき監査役の監査を受け、監査役は取締役に対し、必要に応じて改善を助言又は勧告します。

(d) 取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合には、直ちに監査役及び取締役会に報告します。

(e) 代表取締役社長直属部門として内部監査業務を所管する部門（以下、「内部監査担当部門」といいます。）を設けており、年度監査計画に基づいて担当者が監査を実施し、被監査部門に対する問題点の指摘、業務改善の提案、確認を行い、その実現の支援を行います。また、内部監査の内容は、代表取締役社長以下関係役員及び監査役にも報告され、経営力の強化を図ります。

(f) 必要に応じて法律・会計等の外部の専門家を起用し、法令・定款違反行為を未然に防止します。

(g) 金融商品取引法及びその他の法令への適合を含め、「法律、社会規範、社内ルール等の遵守」、「業務の有効性と効率性の向上」、「財務報告の信頼性の確保」、「資産の保全」を目的として、内部統制の仕組みを構築・運用し、業務の改善に努めます。

(h) 会社情報の開示については、情報収集、開示資料の作成、開示手順、開示責任者等を定め、開示の正確性、適時性及び網羅性を確保します。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(a) 取締役の職務の執行に係る情報及び文書の取扱いは、法令及び社内規程等に定めるところにより、適切かつ検索性の高い状態で記録・保存・管理され、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行います。

(b) 機密性の高い情報はもとより、情報全般について、社内規程等に基づき、保存・管理する部門、責任者、取扱い担当者を明確にし、適切に管理します。

(c) 情報セキュリティに関する基本方針、細則等を決定し、情報セキュリティに関する社内周知徹底を図ります。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (a) 「リスク管理規程」を制定し、潜在的リスクの早期発見及び不正行為に対する迅速かつ適切な措置を講ずる体制の構築を進めます。
 - (b) 不測の事態が生じた場合には、代表取締役社長を委員長とする対策委員会を設置して、開示を含む迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整えます。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (a) 経営理念を機軸として、内外の環境を考慮し策定される中期経営計画に基づき、年度計画及び業務目標を明確にし、各業務を執行します。
 - (b) 執行監督責任の明確化を目的として、取締役には社外取締役を含むものとします。
 - (c) 社内規程等に基づき、各業務執行における責任者及びその権限等のルールを定め、効率的に職務の執行が行われる体制をとります。

- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (a) 子会社における業務の適正を確保するため、「関係会社管理規程」に従い、当社への決裁・報告を行うほか、子会社の取締役会の決議・報告内容を当社取締役会において適宜報告します。
 - (b) 当社の内部監査部門は、定期的又は臨時に子会社の内部監査を実施し、内部統制の整備を推進するとともに、改善策の指導、実施の支援・助言を行います。
 - (c) 当社の監査役は、子会社の内部統制システムが適切に整備されているかに留意し、必要に応じて法令等に定める権限を行使し、子会社の調査等を行います。
 - (d) 当社及び子会社は、内部通報制度を設け、当社及び子会社の役員・使用人は当社の窓口へ直接又は間接的に通報することができます。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - (a) 内部監査担当部門が、監査役の求めに応じて監査役の職務を補助します。
 - (b) 監査役が補助者の設置を希望する場合は、取締役と監査役が意見交換を行い、監査役の職務を補助する使用人を決定します。

- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- (a) 監査役を補助する使用人を設置した場合、当該使用人はその要請に関して、取締役及び上等の指揮・命令を受けないものとします。
 - (b) 監査役を補助する使用人の人事考課は監査役が行い、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役の同意を得た上で、代表取締役社長が決定することとします。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (a) 常勤監査役は、取締役会その他、重要な意思決定プロセス及び業務の執行の状況を把握するため、重要な会議に出席し意見を述べるとともに、主要な決裁を求める書面その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び従業員にその説明を求めます。
 - (b) 取締役及び従業員並びに子会社の取締役及び従業員は、監査役の求めに応じて速やかに業務執行状況を報告します。
 - (c) 取締役及び子会社の取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは直ちに監査役に報告します。
- ⑨ その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (a) 監査役会には法令に従い社外監査役を含み、公正かつ透明性を担保します。
 - (b) 監査役、会計監査人及び内部監査担当部門は意見交換の場を持ち、相互の連携を図ります。
 - (c) 代表取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るために定期的な会合をもちます。
 - (d) 監査役会は独自に意見形成するため、弁護士、公認会計士等の外部専門家を独自に起用することができます。また、それに係る費用は、適時適切に会社が負担します。
- ⑩ 反社会的勢力を排除するための体制
- (a) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨むとともに、一切の関係を遮断します。
 - (b) 反社会的勢力の排除に関する対応部門を設け、違法行為・不当要求へ対処する体制を整え、さらに反社会的勢力及び団体とは断固として対決することを全ての従業員に周知徹底します。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 内部統制システム全般

当社及びグループ各社の内部統制システム全般の整備・運用状況を内部監査担当部門がモニタリングし、改善すべき事項がある場合には、取締役会に報告のうえ、改善をすすめております。

② コンプライアンス

当社は、当社及びグループの従業員に対し、階層に応じたコンプライアンス研修を行い、法令及び定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。

また、当社は内部通報規程により相談・通報体制を設けており、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

③ リスク管理体制

経営会議において、各本部及びグループ会社から報告されたリスクのレビューを実施し、全社的な情報共有に努めたほか、取締役会において、当該リスクの管理状況について報告いたしました。

④ 内部監査

内部監査担当部門が作成した内部監査計画に基づき、当社及びグループ会社の内部監査を実施いたしました。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨て、比率については四捨五入しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(平成28年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	3,043,642	流 動 負 債	1,341,611
現金及び預金	2,455,755	短期借入金	200,000
売掛金	515,284	1年内償還予定の社債	99,600
その他	116,468	1年内返済予定の長期借入金	465,853
貸倒引当金	△43,865	未払金	349,199
固 定 資 産	749,201	未払法人税等	8,739
有 形 固 定 資 産	42,302	その他	218,218
建物	16,713	固 定 負 債	298,138
工具、器具及び備品	25,589	長期借入金	298,138
無 形 固 定 資 産	469,885	負 債 合 計	1,639,749
ソフトウェア	215,975	(純 資 産 の 部)	
ソフトウェア仮勘定	251,000	株 主 資 本	2,113,106
その他	2,908	資 本 金	1,749,057
投 資 そ の 他 の 資 産	237,013	資 本 剰 余 金	1,698,719
投資有価証券	163,061	利 益 剰 余 金	△1,334,670
その他	80,251	その他の包括利益累計額	15,013
貸倒引当金	△6,300	その他有価証券評価差額金	△581
資 産 合 計	3,792,844	為替換算調整勘定	15,595
		新 株 予 約 権	24,975
		純 資 産 合 計	2,153,095
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	3,792,844

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(平成28年1月1日から
平成28年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		3,097,005
売 上 原 価		1,741,460
売 上 総 利 益		1,355,545
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,578,175
営 業 損 失		222,630
営 業 外 収 益		
還 付 加 算 金	1,185	
投 資 事 業 組 合 運 用 益	42,363	
そ の 他	1,237	44,787
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	8,288	
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	2,992	
為 替 差 損	36,285	
株 式 交 付 費	3,211	
そ の 他	6,103	56,882
経 常 損 失		234,725
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	2,700	
在外子会社清算に伴う為替換算調整勘定取崩益	18,959	21,659
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	6,596	
減 損 損 失	5,095	
解 決 金	105,631	117,323
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		330,388
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,790	
法 人 税 等 調 整 額	—	2,790
当 期 純 損 失		333,178
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失		333,178

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成28年1月1日から
平成28年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	株 主 資 本 計
当 期 首 残 高	983,300	932,963	△1,001,491	914,772
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行	765,756	765,756	—	1,531,512
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)	—	—	△333,178	△333,178
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	765,756	765,756	△333,178	1,198,333
当 期 末 残 高	1,749,057	1,698,719	△1,334,670	2,113,106

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	30,720	△10,038	20,682	32,425	967,880
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	—	—	—	—	1,531,512
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)	—	—	—	—	△333,178
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△31,302	25,633	△5,669	△7,450	△13,119
当 期 変 動 額 合 計	△31,302	25,633	△5,669	△7,450	1,185,214
当 期 末 残 高	△581	15,595	15,013	24,975	2,153,095

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成28年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,043,642	流動負債	1,341,611
現金及び預金	2,455,755	短期借入金	200,000
売掛金	515,284	1年内償還予定の社債	99,600
前払費用	106,205	1年内返済予定の長期借入金	465,853
その他	10,263	未払金	349,199
貸倒引当金	△43,865	未払費用	18,469
固定資産	736,598	前受金	140,485
有形固定資産	42,302	未払消費税等	40,242
建物	16,713	未払法人税等	8,739
工具、器具及び備品	25,589	預り金	19,020
無形固定資産	469,885	固定負債	298,138
ソフトウェア	215,975	長期借入金	298,138
ソフトウェア仮勘定	251,000	負債合計	1,639,749
特許権	371	(純資産の部)	
商標権	1,411	株主資本	2,116,098
その他	1,125	資本金	1,749,057
投資その他の資産	224,410	資本剰余金	1,698,719
投資有価証券	30,003	資本準備金	1,582,606
関係会社株式	120,455	その他資本剰余金	116,112
敷金	73,751	利益剰余金	△1,331,678
破産更生債権	6,300	その他利益剰余金	△1,331,678
その他	200	繰越利益剰余金	△1,331,678
貸倒引当金	△6,300	評価・換算差額等	△581
資産合計	3,780,241	その他有価証券評価差額金	△581
		新株予約権	24,975
		純資産合計	2,140,492
		負債及び純資産合計	3,780,241

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成28年1月1日から
平成28年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		3,097,000
売 上 原 価		1,738,493
売 上 総 利 益		1,358,506
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,575,607
営 業 損 失		217,100
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	264	
還 付 加 算 金	1,185	
投 資 事 業 組 合 運 用 益	42,363	
そ の 他	668	44,482
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	8,288	
株 式 交 付 費	3,211	
そ の 他	13,863	25,364
経 常 損 失		197,981
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	2,700	2,700
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	6,596	
減 損 損 失	5,095	
貸 倒 損 失	4,306	
解 決 金	105,631	121,629
税 引 前 当 期 純 損 失		316,911
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,790	
法 人 税 等 調 整 額	—	2,790
当 期 純 損 失		319,701

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成28年1月1日から
平成28年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							株主資本計 合
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資 準 備 金	そ の 資 剰 余 金	他 本 金	資 剰 余 金 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 計	繰 越 利 益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	983,300	816,850	116,112	932,963	△1,011,976	△1,011,976	904,287	
事業年度中の変動額								
新 株 の 発 行	765,756	765,756	—	765,756	—	—	1,531,512	
当期純損失(△)	—	—	—	—	△319,701	△319,701	△319,701	
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	
事業年度中の 変動額合計	765,756	765,756	—	765,756	△319,701	△319,701	1,211,811	
当 期 末 残 高	1,749,057	1,582,606	116,112	1,698,719	△1,331,678	△1,331,678	2,116,098	

	評価・換算 差 額 等 その他有価証券 評価差額金	新株予約権	純資産合計
当 期 首 残 高	30,720	32,425	967,433
事業年度中の変動額			
新 株 の 発 行	—	—	1,531,512
当期純損失(△)	—	—	△319,701
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△31,302	△7,450	△38,752
事業年度中の 変動額合計	△31,302	△7,450	1,173,058
当 期 末 残 高	△581	24,975	2,140,492

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年2月8日

株式会社モブキャスト

取締役会 御中

監査法人A&Aパートナーズ

指 定 社 員	公認会計士 齊 藤 浩 司	Ⓔ
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士 寺 田 聡 司	Ⓔ
業 務 執 行 社 員		

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社モブキャストの平成28年1月1日から平成28年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社モブキャスト及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年2月8日

株式会社モブキャスト

取締役会 御中

監査法人A&Aパートナーズ

指 定 社 員	公認会計士 齊 藤 浩 司	Ⓔ
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士 寺 田 聡 司	Ⓔ
業 務 執 行 社 員		

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社モブキャストの平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人A&Aパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人A&Aパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年2月15日

株式会社モブキャスト 監査役会

常勤社外監査役 高 瀬 明 ㊟

社外監査役 内 藤 篤 ㊟

社外監査役 角 田 博 昭 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役6名（うち社外取締役1名）の選任をお願いするものであります。

取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
1	やぶ こうき 敷 考 樹 昭和45年10月14日	平成4年4月 株式会社ティーアンドシー入社 平成5年4月 東京工販株式会社入社 平成7年2月 株式会社藤和土地建物 （現エクセルランド株式会社）入社 平成7年12月 株式会社ベルパーク入社 平成11年9月 同社 取締役営業本部長 平成12年7月 同社 常務取締役 営業本部長 平成15年1月 同社 常務取締役 グループ事業統括本部担当 ジェイフォンサービス株式会社 （現株式会社ジャパンプロスタッフ） 代表取締役社長 平成16年3月 当社設立 代表取締役社長 CEO （現任）	4,721,333株
2	きたけ としはる 佐 武 利 治 昭和33年3月30日	昭和55年4月 日本NCR株式会社入社 昭和60年4月 株式会社イッセイミヤケ入社 平成12年7月 同社 常務取締役 平成15年11月 株式会社デジタルガレージ入社 平成16年5月 株式会社イーコンテクト 代表取締役 平成21年1月 株式会社オプト入社 会長付新規事業開発部長 平成23年7月 同社 執行役員 平成25年4月 株式会社エス・エム・エス入社 管理本部長 平成27年1月 当社入社 管理本部副本部長 平成27年3月 当社 取締役 管理本部長 平成28年3月 当社 取締役 CFO 管理本部長 （現任）	5,000株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
3	※ すぎの のりかず 杉 野 範 和 昭和53年9月13日	<p>平成11年4月 株式会社ユニリビング入社</p> <p>平成13年4月 株式会社西埼玉ぼど入社</p> <p>平成15年5月 株式会社ダブ入社</p> <p>平成17年5月 NHN Japan株式会社入社</p> <p>平成18年2月 株式会社ネクスト入社</p> <p>平成24年12月 当社入社</p> <p>平成25年10月 当社 ゲーム事業本部 渉外部長</p> <p>平成26年1月 当社 ゲーム事業本部 プラットフォーム渉外部長</p> <p>平成26年4月 当社 ゲーム事業本部 パートナービジネス部長</p> <p>平成26年7月 当社 モブキャスト事業本部 サービス統括部副部長</p> <p>平成27年1月 当社 ゲーム事業本部 ネイティブゲーム運営部長</p> <p>平成27年4月 当社 執行役員 海外事業推進室長</p> <p>平成28年1月 当社 執行役員 アライアンス本部長</p> <p>平成28年7月 当社 執行役員 営業本部長</p> <p>平成29年1月 当社 執行役員 アライアンス本部長 (現任)</p>	一株
4	※ まえだ ひでき 前 田 英 樹 昭和51年10月2日	<p>平成13年4月 日本地研株式会社入社</p> <p>平成17年3月 株式会社トヨタマップマスター入社</p> <p>平成22年8月 株式会社楽天入社</p> <p>平成25年3月 当社入社</p> <p>平成25年8月 当社 メディア事業本部 メディア編成制作部長</p> <p>平成25年10月 当社 プラットフォーム事業本部 プラットフォーム部長</p> <p>平成26年1月 当社 プラットフォーム事業本部 編成制作部長</p> <p>平成26年7月 当社 モブキャスト事業本部 サービス統括部長</p> <p>平成27年1月 mobcast Korea inc. 代表取締役社長</p> <p>平成27年4月 当社 執行役員 社長室付 韓国事業 担当部長 mobcast Korea inc. 代表取締役社長</p> <p>平成27年7月 当社 執行役員 ゲーム事業本部 副本部長 KOREA事業部長</p> <p>平成28年1月 mobcast Korea inc. 代表取締役社長 当社 執行役員 プラットフォーム事業本部長</p> <p>平成28年7月 当社 執行役員 MSGD事業本部長 (現任)</p>	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5	海老根 智仁 昭和42年8月30日	平成3年4月 株式会社大広入社 平成11年9月 株式会社オプト入社 平成13年1月 同社 代表取締役 COO 平成17年9月 eMFORCE, Inc. 代表取締役会長 平成18年1月 株式会社オプト 代表取締役 CEO 平成20年3月 同社 代表取締役社長 CEO 平成20年11月 株式会社トライステージ 取締役 平成21年3月 株式会社オプト 取締役会長 平成22年3月 当社 取締役 平成26年3月 株式会社レジェンド・パートナーズ 代表取締役会長 平成26年4月 当社 取締役 経営企画室 最高顧問 平成27年7月 当社 取締役 社長室 最高顧問 (現任) 平成27年9月 株式会社レジェンド・パートナーズ 取締役会長 (現任)	286,000株
6	谷本 勲 昭和45年8月28日	平成5年4月 株式会社パソナ入社 平成7年5月 エレクトロニック・データ・システムズ (現日本ヒューレット・パッカード株式会社) 入社 平成9年1月 株式会社ネットエンズ (現エヌシーアイ株式会社) 設立 代表取締役社長 平成16年1月 株式会社EQソリューション設立 取締役 平成16年7月 インフォリスクマネージ株式会社 代表取締役副社長 平成19年7月 シールドグループホールディングス株式会社 取締役 平成19年8月 株式会社松風設立 代表取締役 平成20年5月 株式会社アクシス 監査役 平成20年10月 株式会社PALACE 代表取締役 (現任) 平成21年5月 株式会社ニューテクノロジー (現株式会社クラウド テクノロジーズ) 代表取締役 (現任) 平成24年5月 株式会社エムエム総研 取締役 (現任) 平成25年8月 株式会社ソーシャルキャピタル総合研究所 代表取締役 (現任) 平成26年3月 当社 取締役 (現任)	30,000株

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 上記「所有する当社の株式数」には、当社役員持株会名義の実質所有株式数が含まれております。
4. 谷本勲氏は、現在、社外取締役であり、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

5. 谷本勲氏を社外取締役候補者とした理由は、株式会社PALACEの代表取締役など要職を歴任される中で培った経営全般にわたる知識と経験から、適切な助言を得られると判断したため選任をお願いするものであります。なお、株式会社PALACE、株式会社クラウド テクノロジーズ、株式会社エムエム総研、株式会社ソーシャルキャピタル総合研究所と当社との間に取引関係はなく、社外取締役の独立性に影響を及ぼすような事項はありません。なお、同氏が社外取締役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって3年となります。
6. 谷本勲氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員ではなく、また過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員であったこともありません。
7. 谷本勲氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
8. 谷本勲氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
9. 谷本勲氏は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割若しくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。
10. 谷本勲氏は、現在、当社の社外取締役であり、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金200万円又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。

第2号議案 補欠監査役1名選任の件

平成28年3月25日開催の第12回定時株主総会において補欠監査役に選任されました三村 昌裕氏の選任の効力は、本総会開始の時までとされておりますので、法令に定める監査役員の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
みむら まさひろ 三村 昌裕 昭和44年6月25日	平成11年4月 株式会社タケツ（現株式会社タケツプロデュース）入社	35,000株
	平成12年1月 株式会社ティーウェーブ（現エフビットコミュニケーションズ株式会社）取締役事業部長	
	平成13年11月 三村戦略パートナーズ株式会社 代表取締役（現任）	
	平成17年7月 当社 監査役	
	平成27年1月 医療法人社団豊葉会監事（現任）	
	平成28年1月 株式会社リトル・ママ取締役（現任）	
	平成28年3月 株式会社Local Power Japan 代表取締役社長	
	平成29年1月 コアキャピタルクラブ株式会社 取締役（現任）	

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 補欠監査役候補者は、補欠の社外監査役候補者であります。
なお、当該候補者が社外監査役に就任した場合、当社は当該候補者を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、独立役員として届け出る予定であります。
3. 補欠監査役候補者は、通信業界での豊富な経営経験を活かし、当社の社外監査役として、適宜、適切なお意見をいただいておりますことから、当社の業容についても熟知されており、社外監査役として就任した場合には、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
4. 補欠監査役候補者は、当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員ではなく、また過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員であったこともありません。
5. 補欠監査役候補者は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
6. 補欠監査役候補者は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
7. 補欠監査役候補者は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割若しくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。
8. 補欠監査役候補者が社外監査役に就任した場合、補欠監査役候補者との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく各損害賠償責任の限度額は金200万円又は法令が規定する額のいずれか高い額とする予定であります。

第3号議案 故 取締役 石橋 武文氏に対する弔慰金贈呈の件

平成28年12月30日に逝去されました故取締役 石橋 武文氏の在任中の功労に報いるため、金3百万円を贈呈いたしたいと存じます。本弔慰金の贈呈の時期及び方法等につきましては、取締役会にご一願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴	
いしはし 石橋 <small>たけふみ</small> 武文	平成27年3月	当社取締役
	平成28年12月	逝去

第4号議案 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の件

第13期の当社業績は、ネイティブアプリゲーム開発及び運営への人的資源の投下によるネイティブアプリゲーム売上高の増加と、広告宣伝費及び人件費の抑制による販売費及び一般管理費の削減を達成いたしましたものの、ブラウザゲーム売上の減少及び海外ライセンス契約売上高の減少が響いたことから、経常損失となりました。また、第12期に当社子会社の韓国事業からの撤退に伴って計上した特別損失（事業撤退損）等により、第13期事業年度末日時点での繰越利益剰余金は1,331,678,085円の欠損となっております。つきましては、繰越利益剰余金の欠損の填補と配当を実現できる環境を整えることを目的として資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分を行いたく、ご承認をお願いするものであります。

1. 資本準備金の額の減少に関する事項

会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額の減少を行い、同額をその他資本剰余金に振替えるものであります。

(1) 減少する資本準備金の額

資本準備金 : 1,582,606,921円

(2) 増加するその他資本剰余金の額

その他資本剰余金 : 1,582,606,921円

2. 剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、その他資本剰余金を繰越利益剰余金に振替えることにより欠損補填を行うものであります。

(1) 減少するその他資本剰余金の額

その他資本剰余金 : 1,331,678,085円

(2) 増加する繰越利益剰余金の額

繰越利益剰余金 : 1,331,678,085円

3. 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の日程

(1) 取締役会決議日 : 平成29年2月15日

(2) 株主総会決議日 : 平成29年3月24日（予定）

(3) 効力発生日 : 平成29年3月31日（予定）

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区赤坂九丁目7番1号
東京ミッドタウン カンファレンス Room 7
(ミッドタウン・タワー 4F)



最寄駅 六本木駅

都営大江戸線 : 8番出口より直結

東京メトロ日比谷線 : 4 a 出口側から地下通路を経由し、
8番出口より直結

乃木坂駅

東京メトロ千代田線 : 3番出口より徒歩約3分

六本木一丁目駅

東京メトロ南北線 : 1番出口より徒歩約10分